

1 宅地建物取引主任者証の書換（氏名を改姓した場合等）

提出先：（社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL 055-243-4300	
提出書類	
① 宅地建物取引主任者証書換え 交付申請書	1部（様式第七号の四）
② 顔写真	1枚（ﾀﾞｲ3cm × ﾎﾞｸ2.4cm）
③ 変更登録完了通知（ハガキ）	事前に県住宅課へ「宅地建物取引主任者資格登録簿変更届」を提出する必要があります。 変更届が受理されると、「変更登録完了通知（ハガキ）」が郵送されます。
④ 旧主任者証	新主任者証受領の際、提出してください。

2 宅地建物取引主任者証の再交付（紛失・汚損の場合等）

提出先：（社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL 055-243-4300	
提出書類	
① 宅地建物取引主任者証再交付申請書	1部（様式第七号の五）
② 顔写真	1枚（ﾀﾞｲ3cm × ﾎﾞｸ2.4cm）
③ 警察への遺失物届出証明書等及び始末書	1部 紛失の場合
④ 旧主任者証	汚損・破損の場合 新主任者証受領の際、提出してください。

3 主任者証の更新と法定講習について

<ul style="list-style-type: none"> ・主任者証を更新しようとするときは、法定講習会の受講が必要です。 ・試験合格発表日から1年以上経過した方が主任者証を新規申請する場合も、法定講習の受講が必要です。 ・また、主任者証の有効期間が満了してしまった方で、新たに主任者証を取得しようとする時にも、新たに法定講習の受講が必要です。 	
山梨県内で 法定講習受講	<ul style="list-style-type: none"> ①山梨県内での法定講習会は年3回（4月・8月・12月）開催されます。 ②山梨県内で受講の場合、（社）山梨県宅地建物取引業協会に法定講習と主任者証交付申請を同時に申し込み、法定講習終了後に新しい主任者証を交付します。 ③法定講習会の申込期間等詳細については、（社）山梨県宅地建物取引業協会に問い合わせして下さい
東京都内で 法定講習受講	<ul style="list-style-type: none"> ①県内で法定講習会の受講が出来なかった場合、東京で受講することもできます。 ②受講を希望する場合、県住宅課を通じて申し込みます。住宅課に申し出て下さい。 ③東京都で法定講習会を受講した場合、受講修了後に（社）東京都宅地建物取引業協会より「講習受講証明書」が発行されますので、これを添えて（社）山梨県宅地建物取引業協会に主任者証交付申請をしてください。

問い合わせ先（社）山梨県宅地建物取引業協会 TEL 055-243-4300
山梨県県土整備部住宅課宅建業担当 TEL 055-223-1730